

岡崎市監査委員公告第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和3年11月29日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	小	木曾	智 洋
同	鈴	木	英 樹

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

都市基盤部 建築課、施設保全課、住宅計画課

3 監査の実施期間

令和3年3月30日～令和3年11月29日

4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

住宅計画課

- 1 市営住宅の駐車場を月の末日以外に入居者が明け渡した場合の使用料について、市営住宅条例等に規定していないにもかかわらず、100円未満の端数を切り捨てて日割計算していたため、適正な対応をされたい。
- 2 市営住宅の家賃等の債権管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、市営住宅条例等に準拠した適正な処理をされたい。
 - (1) 敷金を還付する際、延滞金を控除せずに還付しているものがあった。
 - (2) 未納家賃等の少額の債務について、入居者が弁済せずに死亡した場合、連帯保証人等へ催告等を行っていなかった。